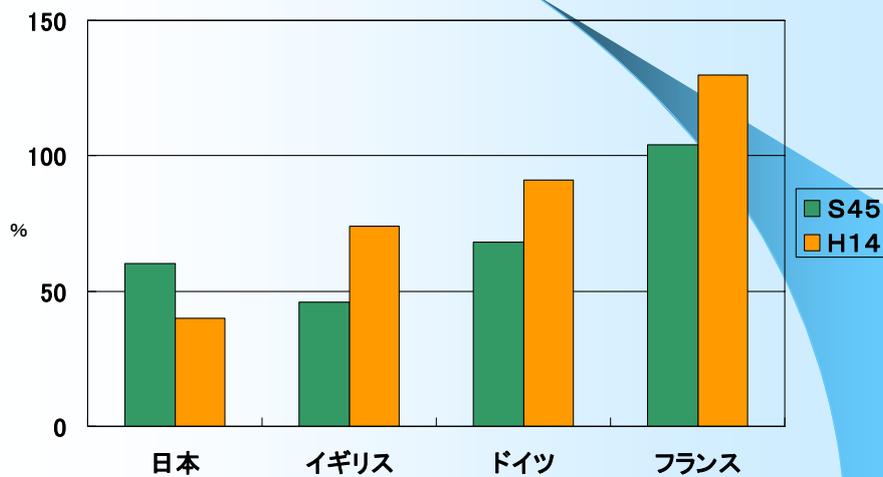


# 輸入食品の安全確保について

平成17年11月2日  
厚生労働省医薬食品局食品安全部

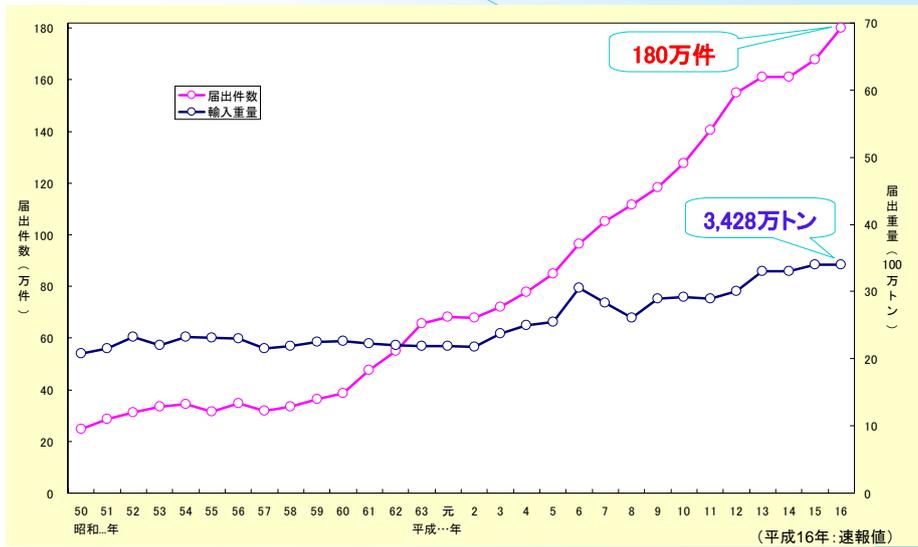
1

## 主要先進国の総合食料自給率 (カロリーベース)



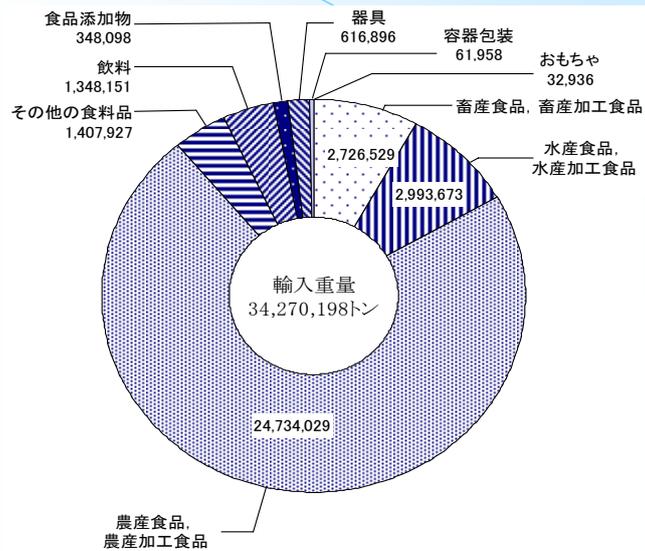
※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より 2

## 食品等の輸入届出件数・重量推移



3

## 食品等の輸入の状況(平成16年)



4

## 安全確保の基本的な考え方

- 国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う（食品安全基本法）
- 3段階での適切な対応が必要
  - 輸出国における対策
  - 水際（輸入時）での対策
  - 国内流通時での対策

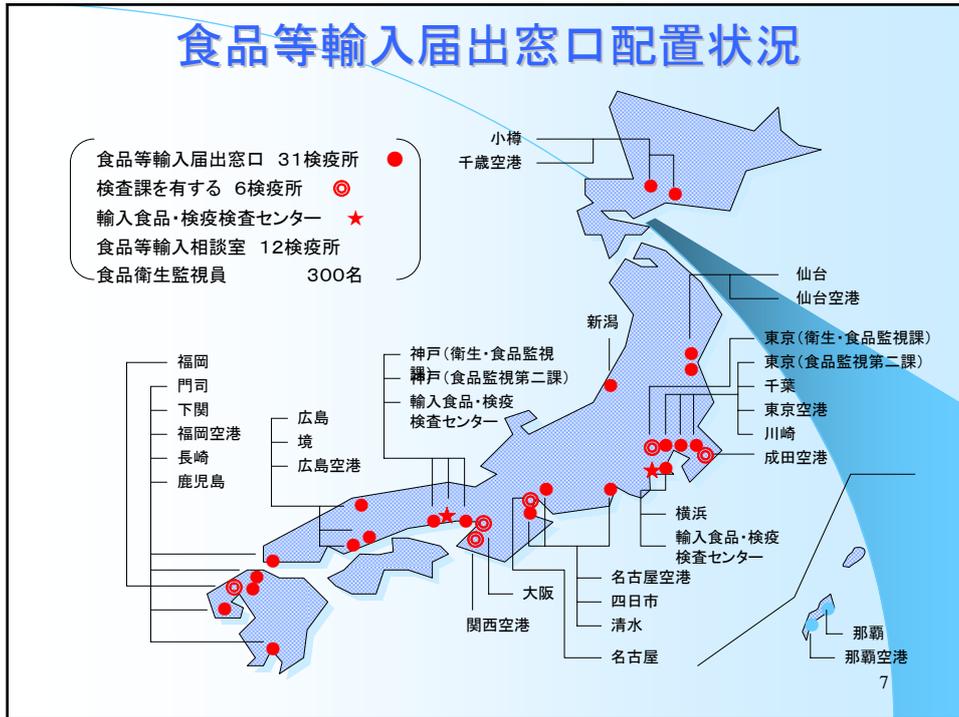
5

## 輸出国における衛生対策の推進

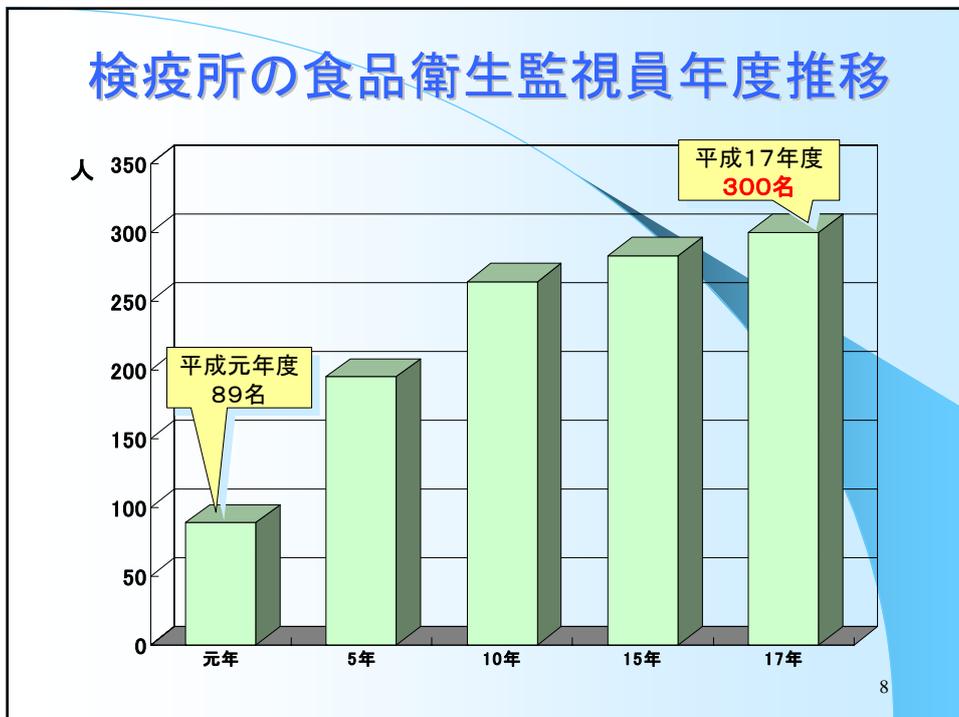
- 検査強化品目について、違反原因の究明及び再発防止策の確立を要請
- 2国間協議や現地調査を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- 生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

6

## 食品等輸入届出窓口配置状況



## 検査所の食品衛生監視員年度推移



## 輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
- 輸入時検査の実施
- 輸入者への指導
- モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化

9

## 食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

### 届出事項

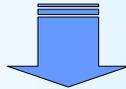
- ◆ 輸入者の氏名、住所
- ◆ 食品等の数量、重量
- ◆ 使用されている添加物の品名
- ◆ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ◆ 食品衛生法による規格基準への適合

10

## 輸入者への自主的な衛生管理 の実施に関する指導

- 食品安全基本法

営業者は食品の安全性の確保について、  
第一義的責任を有する



- ◆ 輸入前相談
- ◆ 自主検査の実施
- ◆ 記録の保存 等

11

## 輸入時における検査制度

- モニタリング検査

- 年間計画に基づく検査  
平成17年度 7万7000件
- 試験結果の判明を待たずに輸入可能

- 検査命令

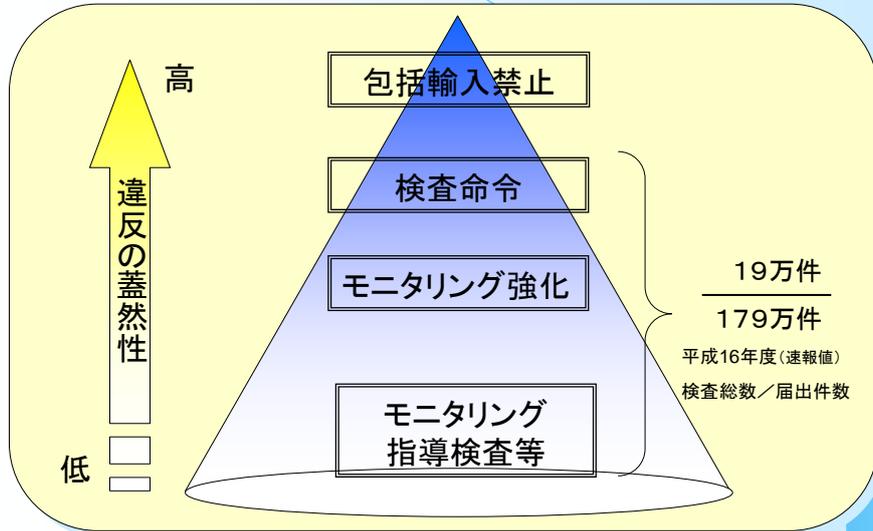
- 食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等
- 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き

- その他の検査

- 自主検査の指導

12

# 輸入時の検査体制の概要



決められた採取  
方法で採取  
開始



## 検体の受付



温度計



検体受付

## 理化学検査の流れ



粉碎・均一化



抽出・  
精製



機器分析



16

## 海外情報に基づく緊急対応

- 海外における食品安全情報の積極的な収集
    - 在外日本大使館
    - 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
    - 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 等
  - 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化
- 具体例：米国産アーモンド、中国産はるさめ 等

17

## 厚生労働大臣による検査命令

### 検査命令発動の要件

健康被害の発生 健康被害発生の恐れ

同一の製造者又は加工者からの同一の輸入食品(例:挽肉のO-157等)

直ちに  
検査命令

残留農薬  
動物用医薬品

1回目  
の違反

50%モニタリング  
検査にアップ

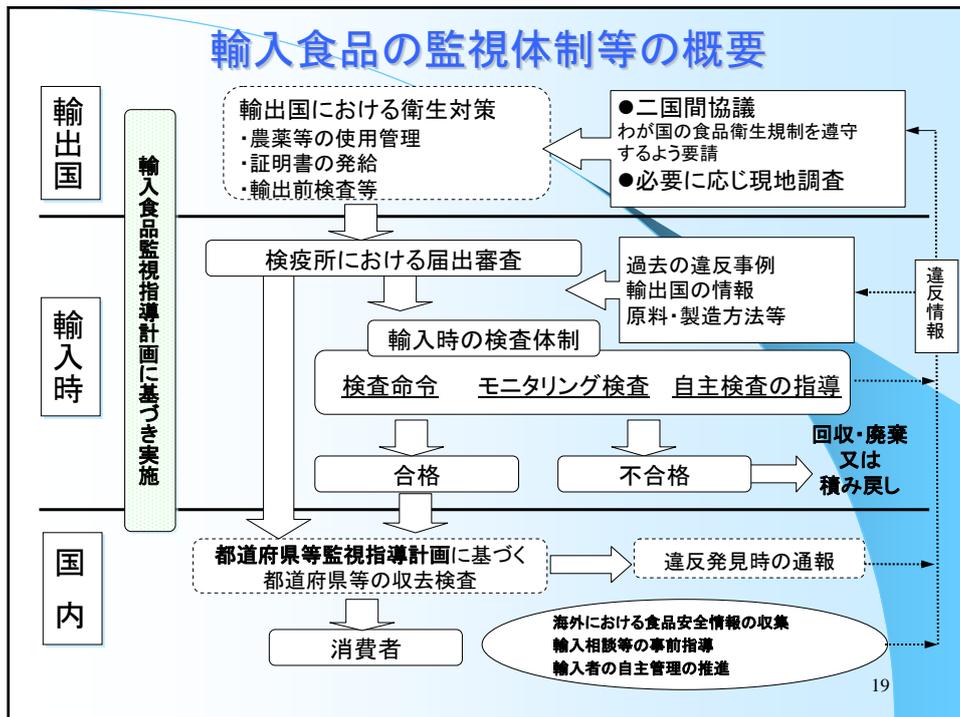
2回目  
の違反

違反の蓋然性  
が高いと判断  
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことの確認が必要

18



### おもな食品衛生法違反事例 (平成16年速報値)

違反条文	違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6 有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	150	12.7	落花生、ピスタチオナッツ、ハトムギ、スパイス等のアフラトキシンの検出、有毒魚種の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出
9 病肉等の販売等の禁止	45	3.8	食肉・食肉製品の衛生証明書の不備
10 指定外添加物の販売等の禁止	174	14.7	サイクラミン酸(酒、菓子、調味料)、TBHQ(菓子、調味料)、ポリソルベート(ソース、調味料)、指定外添加物(パテントブルー、キノリンイエロー、アゾルビン)
11 規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	774	65.5	農薬、動物用医薬品の残留基準違反(シベルメトリン、クロルピリホス、テトラサイクリン系、エンロフロキサシン、ストレプトマイシン)、冷凍食品の微生物基準違反(一般細菌数、大腸菌群)、添加物の使用基準違反(二酸化イオウ、ソルビン酸、安息香酸、過酸化ベンゾイル)
18 規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	32	2.7	合成樹脂性、磁器性器具の規格基準違反(鉛、カドミウム、蒸発残留物、ホルムアルデヒド)
62 おもちゃ(乳幼児用)への準用規定	6	0.5	指定外着色料の溶出

20

## 違反が判明した場合の対応

- 違反食品が国内流通  
→関係の都道府県等と連携し、回収等の措置  
(国と都道府県等との役割の明確化)
- 都道府県等により違反輸入食品の発見  
→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
  - ✓原因究明の調査、再発防止対策
  - ✓同一製品を再度輸入する場合には、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

21

## Food Safety Information in Japan



厚生労働省ホームページで食品の安全確保に向けた取り組みを公表中

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>